

美濃加茂市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成30年3月28日

美濃加茂市監査委員 西 田 英 彦
美濃加茂市監査委員 牧 田 秀 憲

1 監査の対象

平成29年度 配水管布設替工事（佐口幹線第2工区）
所管課 建設水道部上下水道課

2 監査の実施日 平成30年1月23日

3 監査の結果に関する報告の公表 平成30年3月1日

4 監査の結果により措置を講じた内容

・別紙のとおり

工事技術監査の指摘事項に対する回答

1. 工事における資産価値ある発生材処分の数量・価格の扱いについては、当初設計では想定できる計数の計上に努め、変更設計に際して伝票等を確認され最終精算するなどを行ってください。

回答：売買した産業廃棄物（鉄くず）の金額については、設計書にてマイナス計上します。

2. 共済証紙購入金額の根拠を明確にさせて頂きたい。

回答：共済証紙購入金額の根拠が分かる資料を添付します。

3. 工事完成後に下請負業者に配布されているか、受払簿で確認をお願いする。また、下請負業者から共済証紙交付辞退の申し入れがあった場合には、本当に証紙が不要か等の確認もお願いする。

回答：受払簿を確認します。

4. 水道事業実務必携の基準書では、単価設定に際して、積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。とありますので、一考をお願いする。

回答：今後、積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格で計上します。

5. 「労働保険一括有期事業開始届※1」の提出が確認できなかったので、確認をお願いする。

回答：受注業者に確認し、提出していることを確認しました。

6. 施工体制台帳（2次以降の請負契約の写し共）を添付させると共に、社会保険記入欄の記載も併せて再確認をお願いする。

回答：明確に記載するよう指導し、再確認します。

7. 施工計画に記載している緊急時及び作業中止及び点検する時期を明確に記載させることが必要である。

回答：明確に記載するよう指摘しました。

8. 施工中に損傷したと思われる「既設歩車道境界ブロック」等、完了検査時に補修確認をお願いする。

回答：工事完了時までには補修確認します。

9. 歩道を囲い「仮設便所」を設置していた。借地等を行い今後設置をお願いする。

回答：今後、借地等に設置するように指導します。

10. （掲示物には、「公衆の見やすい位置」「関係労働者の見やすい位置」の別がある）公衆の見やすい位置に掲示する標識等、今一度再チェックし、記載事項の間違いを修正させること。

回答：適切に標識を設置するように指導します。

記載事項の間違いは、指摘しました。